

鋼 船 規 則

規
則

N 編

液化ガスばら積船

2006 年 第 1 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 規則 第 50 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 7 月 25 日 理事会 承認

2006 年 9 月 27 日 国土交通大臣 認可

2006 年 10 月 3 日 規則第 50 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

1 章 通則

1.1 一般

1.1.4 定義 (IGC コード 1.3 関連)

(15)を次のように改める。

(15) 「ガス危険場所又は区域」とは、H 編 4.2.3-3., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。

10 章 電気設備

10.1.2 の標題を次のように改める。

10.1.2 引火性貨物による火災及び爆発の危険性(IGC コード 10.1.2 関連)

10.1.4 を次のように改める。

10.1.4 危険場所の電気設備の制限(IGC コード 10.1.4)

電気機器及びケーブルは、H 編 4.2.4 に適合する場合を除き、ガス危険場所又は区域に設けてはならない。

10.1.5 中、「10.1.4」を「前 10.1.4」に改める。

10.2 を削る。

18 章 作業に関する規定

18.2 作業要件

18.2.2 貨物に関する情報（*IGC* コード 18.1）

-3.を次のように改める。

-3. 本編の適用を受ける船舶には、*IGC* コード若しくは *IGC* コードの規定を取入れた国内法規又はその写しを船内に保管すること。

附 則

1. この規則は、2007 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要
領

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 達 第 62 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 10 月 3 日 達 第 62 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

N 編 液化ガスばら積船

N1 通則

N1.1 一般

N1.1.4 定義

-2.を削り，-3.から-5.をそれぞれ-2.から-4.に改める。

-2.及び-4.中，「図 N1.1.4-3.参照」を「図 N1.1.4-2.参照」に改める。

図 N1.1.4-2.を削り，図 N1.1.4-3.を図 N1.1.4-2.に改める。

N10 電気設備

N10.1 一般

N10.1.5 を次のように改める。

N10.1.5 安全型電気機器

-1. 規則 **N 編 10.1.5** いう「本会が適当と認めるもの」とは，規則 **H 編 2.16** の規定に適合する防爆形電気機器であって，対象となるガス又は蒸気の種類に応じて表 **N10.1.5** に掲げるガス蒸気グループ及び温度等級以上のもの又はこれと同等のものをいう。

-2. 規則 **N 編 10.1.5** いう「安全形として認定されたもの」とは，規則 **H 編 1.2.1-4.** の規定により防爆形電気機器として形式試験に合格したもの又は構造上発火源となるおそれがないと認められたものをいう。

N10.2 を削る。

附 則

1. この達は、2007 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。